

5 年 保 存
令和 9 年 3 月 31 日 満了

F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2
崎 務 (企) 第 4 7 号
崎 務 (人) 第 9 7 号
崎 自 (指) 第 2 8 号
令 和 4 年 2 月 2 1 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

警察署に対する育児休業支援要員の派遣について（通達）

本県警察におけるワークライフバランス及び女性活躍の推進については、長崎県警察特定事業主行動計画～ワークライフバランスと女性活躍推進のために～（令和3年3月11日付け崎務（企）第146号ほか別添）に基づき実施しているところ、職員の育児休業取得の更なる推進を図るため、代替職員の配置がなされていない育児休業取得者が所属する警察署に対し、下記のとおり育児休業取得期間中の欠員を補う育児休業支援を実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

警察署に勤務する地域警察官が原則として1か月以上の育児休業を取得する場合において、当該育児休業に伴う欠員を補うため、地域部自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）から育児休業支援要員を派遣することにより、育児休業を取得しやすい職場環境の更なる整備を推進するもの

2 運用開始日

令和4年4月1日

3 育児休業支援要員の指定等

(1) 指定

地域部長は、自動車警ら隊に配置されている警察官の中から育児休業支援要員にふさわしい者をあらかじめ指定し、育児休業支援要員指定書（別記様式第1号）を交付すること。

(2) 指定の解除

地域部長は、育児休業支援要員の指定を解除する場合は、育児休業支援要員指定解除通知書（別記様式第2号）を交付すること。

なお、育児休業支援要員が他所属に異動した場合における同通知書の交付は不要とする。

4 育児休業支援要員の派遣の要請

(1) 要件

警察署長は、警察署に勤務する警部補以下の自動車警ら班、交番、署所在地又は警備派出所の勤務員が育児休業の取得を希望し、その承認期間が原則として1か月以上である場合であって、代替職員の配置がなされていないときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に育児休業支援要員の派遣を要請することができる。

(2) 手続

ア 警察署長は、派遣を希望する日のおおむね3週間前までに育児休業支援要員派遣要請書（別記様式第3号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び地域部自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）を経由して本部長に派遣の要請を行うものとする。

イ 警務課長及び自動車警ら隊長は、派遣する育児休業支援要員の選定を行うに当たり、育児休業支援要員に指定されている者の住居地、階級、経歴、勤務サイクル等を考慮の上、最も適した者を派遣するよう調整を行うものとする。

ウ 前記イの調整の結果、育児休業支援要員を派遣することとした場合、本部長は、育児休業支援要員派遣書（別記様式第4号）により、当該警察署長宛てその旨を通知するものとする。

エ 前記ウの通知を受けた警察署長は、育児休業支援要員の派遣開始までに、当該育児休業支援要員に勤務予定、勤務要領等派遣に係る事務の詳細を明示するものとする。

5 育児休業支援要員の任務等

(1) 任務

育児休業支援要員は、育児休業取得者が勤務する警察署の地域課又は地域交通課の自動車警ら班において勤務を行うものとする。

(2) 勤務制及び勤務時間帯

派遣先警察署における育児休業支援要員の勤務制にあつては交替制勤務とし、勤務時間帯にあつては原則として午前9時から翌日の午前9時までの時間帯とする。

(3) 育児休業支援要員の交代

自動車警ら隊長は、育児休業支援要員の派遣期間中に、必要に応じて育児休業支援要員の交代を行うことができるものとする。ただし、勤務公署を変更することに伴い、通勤手当の支給事務等各種手続が必要となることから、原則として派遣期間が1か月を経過した後に交代すること。

6 警察署における勤務員の運用

警察署長は、育児休業取得者が交番勤務員である場合は、あらかじめ当該交番の欠員を補充し、育児休業支援要員を自動車警ら班勤務員として配置するものとする。

7 留意事項

(1) 育児休業支援要員の派遣期間は、育児休業の承認期間に限るものとし、かつ、

1 か月ごとの更新を行うものとする。また、育児休業取得者が育児休業取得前後に取得する特別休暇及び年次休暇の期間については対象としない。

(2) 育児休業支援要員の数には限りがあり派遣できない場合があるほか、派遣期間について要請に応じた派遣が困難な場合は、警務課長及び自動車警ら隊長と関係する警察署長との間で調整を行うものとする。

8 育児休業支援要員の派遣に係る事務の所掌等

(1) 育児休業支援要員の指定等に関する事務は、自動車警ら隊において行う。

(2) 育児休業支援要員の派遣等に関する事務は、警務部警務課及び自動車警ら隊において行う。

(3) 本通達の運用に関し、疑義が生じた場合は、本部関係課と協議するものとする。

【担当】

警務部警務課企画室企画第一係